

令和2年度(2020年度)土佐町社会福祉協議会 事業計画書

【使命】

「やっぱりここにおってよかったねえ」と言える福祉の町づくりをめざします。

【理念】

- * 福祉の心を育てる町に
- * 生きがいとやすらぎのある町に
- * だれもが安心して生活できる町に
- * 子どもたちが健やかに育ち、青年が輝ける町に

【基本目標】

1 住民から信頼される社協に

私たちは、地域福祉を推進する団体として、行政・住民の皆様と共に、地域に根ざした事業を展開してきましたが、住民にはまだまだ理解がすすんでおらず、社協だからできる事業の展開などに取り組むなど住民が「社協があってよかった」と思いえる活動をしていかなければなりません。

さらに今後は、家族や地域のつながりや、助け合いの力が低下し、家族にかわる支援も必要となってくることが予想されます。行政への出向職員の配置を通じて、包括支援センターとの連携体制を見直し、支援体制をより強化することが重要と考えます。

今後5年間は、組織強化を図り、社協活動を明瞭でわかりやすく伝え、地域福祉を支えようとする人々をより多く集めていくことや、地域から信頼され、法人としての使命を果たすために、組織力の向上をめざし訪問介護事業の安定的経営と先駆的な事業を展開できる社協体制を築いていきます。

2 その人らしい自立した暮らしの実現

地域共生社会の実現に向け、制度の隙間にある人への支援が重要となってきています。さらに、土佐町においても、家族や近隣による支え合いが益々脆弱になると予想される中、地域包括ケア体制の構築が急務となっています。

当事者主体・自立支援を基本として、制度の間への支援体制を構築していくことが重要となってきます。そのために、関係機関との連携をより強化し、当事者を伴走的に見守り、人とのつながりの中で、その人らしい暮らしの実現をめざし事業を展開していくことが社協としての大きな役割です。

また、障害者や生活困窮者支援においても、社会参加できる場づくりに向けて、他機関と連携した取り組みを進めます。

3 住民の参加・協働による地域福祉推進

私たちは、行政の地域担当職員とともに、支え合いの基盤である旧小学校区のつながりづくりを進め、コミュニティーの再生に取り組んできました。

しかしながら、ここ数年の地域力の低下は予想を上回るものであり、今後の地域支援においては即応性をもった対応も必要となってきています。

そんな中であっても、地域共生社会の考え方から、地域住民が地域の課題を我が事として捉えながら、住民ができることをみつけて行動する機会を増やしていくことが重要であり、あったかふれあいセンターは、そういった課題発見や相互扶助の拠点として、働く世代等かわりの少ない方をどう巻き込んでいくかが重要なポイントとなります。

さらに、第6次地域福祉活動計画を推進するにあたり、住民・行政・社協が一体となって取り組むことができるよう、評価委員会を充実させ、実現にむけた推進体制づくりを強化していきます。

また、福祉教育のありかたを見直し、地域における福祉教育を推進するとともに集落単位で取り組まれる行事や、旧小学校区単位で取り組む活動計画の後押しができる地域支援機能をつくっていきます。

法人運営部 事業計画

《目標》 住民から信頼される社協に

◎ 信頼を高めるため、情報発信を強化するとともに、住民の皆様との対話を大切にします。また、財源確保に努め、地域福祉推進に役立てます。

- 社会福祉大会を開催し、行政と一体となった地域福祉を推進します
- 住民の声を反映した福祉とさちょうの編集に努め、年三回の発行をおこないます
- ホームページを運用し幅広い年代に社協活動の理解を促進します
- フェイスブックを運用しタイムリーな情報発信をしていきます
- 各パンフレットやチラシの有効活用を行い住民への理解を促進します
- 地区長会 地域の集い等で社協事業の説明を行います
- マスコミ・他の広報紙等への掲載に努めます
- 各地域、団体を対象とした社協事業説明を実施します
- 地域福祉推進のため基金を有効的に活用します
- 募金、寄付 会費についての学習・説明会を実施します
- 賛助会員の増強を図ります

◎ 各法令や計画に基づき、確実かつ合理的な業務ができるよう改善を図ります。

- PDCAサイクルを基本とした社協強化・地域支援計画を実行します
- 職員会議において、規程・マニュアルの確認をします
- 社労士の指導をあおぎ、労務管理事務の適正化と合理化を図ります
- 委託事業の事業評価と今後の方針を行政と協議します
- 団体事務の合理化と団体活動を支援します
- 理事会(部会)を開催し健全な運営を図ります
- 評議員会への情報提供に努め、運営について評議を充実させます
- 三役会の開催し、ガバナンス強化に努めます
- 職員会 部会 主任会を開催し、業務管理及び費用対効果を高めます
- 訪問介護・障がい者相談支援事業等常に安定した経営ができるような人材確保に努めます
- 職員面談を実施し、働きやすい職場づくりに努めます

◎ 専門機関からの支援を受け、コンプライアンスの徹底を図るとともに、組織の資質向上を図ります。

- 各研修・学習会に参加し、資質向上を図ります
- 個々において目標をもって業務にあたり評価できる体制をつくります
- 自主学習会(事例検討)を実施し協働、協力体制を強化します
- 大学・労働局・税務署等専門機関の指導助言を求め、コンプライアンスの強化に努めます
- 随時諸規程の見直しを行います
- 先進的な社協との交流・視察研修を実施し、資質向上に努めます
- 文書の保存・廃棄や備品の管理・破棄等適切な管理に努めます
- 休暇取得等処遇改善をすすめます

◎ 行政・各関係機関との連携をより強化し、即応性のある支援体制をつくります。
関係諸計画と第6次地域福祉活動計画と連動した事業を推進します。

- 第6次地域福祉活動計画評価委員会を設置し、福祉面からの地域づくりを協議します
- 土佐町地域福祉計画と社協の諸計画を一体的に推進するための連携会議を実施します
- OJTに取り組み各職務の役割を明確にしていくことで、地域や個別支援体制を強化します
- 役職員の地域担当制の明確化を図り、地域活動への参加を促進します
- 災害・事故等に関する行動計画を推進し危機管理に努めます
- 町・県の実施する連携に関する会議へ参加し連携を図ります

在宅福祉部 事業計画

《目標》 その人らしい自立した暮らしの実現

◎ より身近な相談相手としての役割を充実させ、在宅生活を伴走的に支援します

- 電話や来所での相談対応(きいてねっと)を実施します
- 心配ごと相談所を活用した出張相談に対応します
- 支援が必要であるにもかかわらず自発的に申し出ない方に対し、積極的に働きかけて支援につなげます
- 訪問介護・居宅介護を通じて、高齢者や障害者への在宅生活を支援します
- 生活困窮者自立支援法に基づき、主任相談支援員・相談支援員を配置し、自立支援に取り組みます
- 障害者総合支援法に基づき、相談支援専門員を配置し、計画相談及び自立支援に取り組みます
- 訪問活動を実施するなど、顔の見える関係性を作ります
- 日常生活自立支援事業に基づき、専門員・生活支援員を配置し、生活支援に取り組みます
- 成年後見制度の周知と利用促進を図ります
- 研修会に出席するなど権利擁護の取り組みに参加します
- 福祉資金貸付を通じ、生活面での福祉課題に寄り添います
- 車椅子の無料貸与による生活支援に取り組みます

◎ 制度の間にある方に手を伸ばし支援につなげます

- 引きこもり等何らかの事情で社会参加できていなかった方への、無理なく参加しやすい場づくりに取り組みます
- 専門機関と連携し、社会参加できていない若い方の訪問を促進します
- 社会参加応援事業を活用し、自立支援に取り組みます
- 社会福祉法人福祉充実財産を活用した地域福祉活動を支援します
- 老人給食事業を見直し、他の声かけツールの検討や食の補完について検討します

◎ 各機関と連携した見守り活動を推進していきます

- 民児委員、福祉推進員等の協力を得て、地域の把握に努めます
- 老人給食を活用した声かけ訪問を実施します
- 見守り協定団体や警察等と連携し要配慮者等の支援に関する連携会議を実施します
- 障害(児)者や高齢者等への緊急時の声かけ方法等について検討し取り組みます
- 高齢者世帯への防火防災点検を実施します

◎ 地域における支援体制をつくります

- 個々の課題、地域の実情を抽出し、生活支援・介護予防連絡会での検討につなげます
- 地域内で助け合いの促進のため、で愛ふれ愛たすけ愛懇談会を実施します
- 傾聴ボランティア訪問を実施します。
- 認知症地域支援推進員を配置し、啓発に取り組むと共に、認知症サポーター養成等理解促進のための学習会を開催します
- 認知症等家族の談話会を開催します。
- 小地域で当事者も参加できるあじさいカフェ(認知症カフェ)を広げていきます

◎ 行政・関係機関と連携し、個々のニーズに対応していきます

- 民児協と連携して、保育や学校、保護者とのつながりづくりに努めます
- 地域包括支援センター・行政や民児協等関係機関(者)との連携による協働支援(ケース会の実施)に取り組みます
- 生活困窮者や障害(児)者等への伴走的支援を実施するため、関係機関と情報共有を図るためのケース会を実施します
- 自立支援協議会へ参加し、障害者の課題解決に向けた取り組みを検討します
- 民児協・学校・関係機関との連携を強化し支援が必要な子どもたちへの適切な見守り・支援に努めます
- 就労継続支援B型作業所へ協力し、連携していきます
- 「やまびこ倶楽部」を通じ、現状の把握や相談に応じます
- 身障協等と連携し、障害(児)者の社会参加への取り組みについて検討していきます

地域福祉部 事業計画書

《目標》 住民・行政と一体となった地域福祉推進

- ◎ ボランティアセンター役割の明確化と職員の資質向上を図り、より多くの方々が地域活動に参加できる機会をつくります。
 - ボランティアセンター運営計画を作成します
 - ボランティア登録の推進を図ります
 - ボランティアに関する調査を実施しセンターの運営に活かします
 - ボランティア養成講座を実施します
 - あったかふれあいセンター・地域の集い・町内各イベント等へのボランティアのマッチングを促進します
 - NPO・ボランティア団体への活動支援を行います
 - NPOや企業等に訪問をしボランティアセンターとの関係強化を図ります。
 - ランチミーティングを開催し、課題やニーズを明らかにするとともにNPO同士の連携を促進します

- 行政と連携した災害VCの設立に向け、災害に備えた体制整備を強化します
- 地域福祉活動及びボランティアに関する積極的な情報の発信を行います
- レク資材・印刷機等を貸し出しするなど、ボランティア登録団体のメリットをつくります
- ボランティア活動保険への加入促進に努めます

◎ 次世代ボランティアの育成と地域や学校における福祉教育の充実を図ります。

- 福祉教育推進計画を作成します
- 学校や教職員との福祉教育の推進に係る懇談を実施します
- 学校と地域を結び、授業カリキュラム作成へのサポートを実施します
- 若年層へ地域活動の催しや講座の参加を促進します
- 小地域の要望・課題に合わせた福祉教育・生涯学習の機会を提供します
- 学生を対象とした福祉・ボランティアワークキャンプを実施します

◎ 第6次地域福祉活動計画の目標達成に向け、住民が主体的に活動できるよう支援を強化します。

- 地域(福祉)活動支援センター(仮称)機能を増設し、旧小学校区の地域活動を支援します。
- 地域アセスメントシートを活用し、地域支援の在り方を検討していきます
- 住民同士の話し合いの場づくりを支援します
- 地域活動支援交付金の活用を促進します
- 行政地域担当職員・支援員・協力隊等地域支援における連携会議に参加し、連携をもった地域づくりをすすめます
- まちづくりメイトとのかかわりを強め、継続した計画の推進を図ります。
- 社協における地域担当職員の役割を明確にし、地域支援の強化を図ります

◎ 旧小学校区におけるコミュニティを持続し、支え合いの基盤をつくります。また、誰もが参加し活躍できるあったかふれあいセンターの機能強化を図ります。

- サロンコーディネーター・地域サポーターを配置し、住民主体の地域活動を支援します
- 拠点・サテライトの安定的な開催を継続します
- あったかふれあいセンター推進会議を実施し、住民主体の活動を促進します
- 訪問等により利用していない方等へのアプローチを強化します
- 子どもたちや若者の参加を促進し、異世代・地域外との交流の機会を増強します
- 専門的指導を強化し、生きがいづくりや、健康・教養等の学習プログラムを実施します
- 友愛号を活用するなど生活ニーズに沿った送迎体制・外出支援を充実させます
- ゲートキーパー機能を意識し、必要な支援につなげます
- 地区の実情とニーズに沿った集いの展開を検討し実行します
- 住民の主体性を大切にした集い運営の支援を行います
- 地域見守りマップ(仮称)を作製し、職員間の情報共有と状況把握に役立てます
- 就労が難し方も含め、働ける場やしきみをつくり、集い機能の強化を図ります
- 日常生活上の課題解決に向けた支援を行います